

## 国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より鷺宮ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、経済産業省の『電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）』の実施に伴い、2026年8月検針分から2026年10月検針分（2026年7月使用分から2026年9月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

以下に、弊社の運用について、「ガス料金」と「鷺ガス電気料金」に分けて、ご説明いたします。

### 弊社の運用内容（ガス料金）

#### 1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月

下表の金額をお客さまのガス料金より値引きいたします。

ガス料金	2026年8月検針分及び2026年10月検針分：1m <sup>3</sup> ご使用につき14.0円（税込み）
	2026年9月検針分：1m <sup>3</sup> ご使用につき18.0円（税込み）

なお、補助金適用後の調整単位単価\*1は、検針月の前月末（例：2026年8月検針分は、2026年7月末）に、弊社ホームページで公表する予定です。

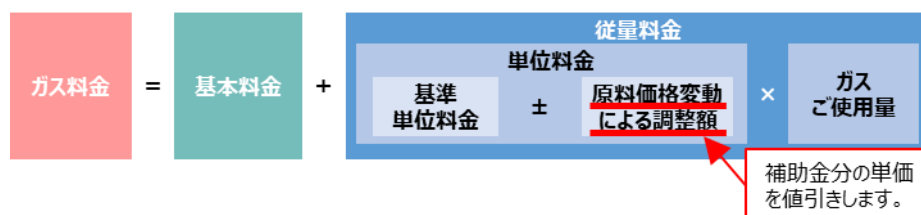
- ・鷺宮ガスホームページ

ガス料金のお知らせ：<https://www.washinomiogas.co.jp/ry-menu.html>

\*1：公表している調整単位単価は、以下のとおりです。

- ・ガス小売供給約款（一般用）
- ・家庭用ガス温水床暖房・マイホーム発電契約（選択約款）
- ・家庭用ガス温水暖房契約（選択約款）
- ・小型空調契約（選択約款）
- ・業務用契約（選択約款）
- ・特定業務用契約（選択約款）

<ガス料金の補助金適用イメージ>



単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を差し引いております。

## 2. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りするガス検針票には、補助金分を予め値引きした調整単位単価にて算定したガス料金を掲載いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ガスご使用量」にて計算できます。

例えば、国におけるモデルケース(ガス使用量 30 m<sup>3</sup>/月)の場合、2026年8月検針分及び2026年10月検針分においては、420円/月(税込み)の値引き、2026年9月検針分においては、540円/月(税込み)の値引きとなります。

※ガス検針票への記載イメージは、次のページに記載しております。

### 【留意事項】法人向けのガスご契約について

法人向けのガスご契約について、2026年6月下旬に確定する原料価格(5月分の貿易統計値)を『2026年7月検針分』の料金に適用する場合、2026年8月下旬に確定する原料価格(7月分の貿易統計値)を『2026年9月検針分』の料金に適用する場合においては、1m<sup>3</sup>ご使用につき14.0円/m<sup>3</sup>(税込み)を値引き、2026年7月下旬に確定する原料価格(6月分の貿易統計値)を『2026年8月検針分』の料金に適用する場合においては、1m<sup>3</sup>ご使用につき18.0円/m<sup>3</sup>(税込み)を値引きいたします。



## 弊社の運用内容（驚ガス電気料金）

### 1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月

下表の金額をお客さまの電気料金より値引きいたします。

電気料金 (低圧)	2026年8月検針分及び2026年10月検針分：1kWhご使用につき3.5円（税込み） 2026年9月検針分：1kWhご使用につき4.5円（税込み）
--------------	---

※上記の電気料金のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2026年9月1日需給開始、2026年9月10日検針の場合、その電気料金には3.5円/kWhの値引きを適用。）

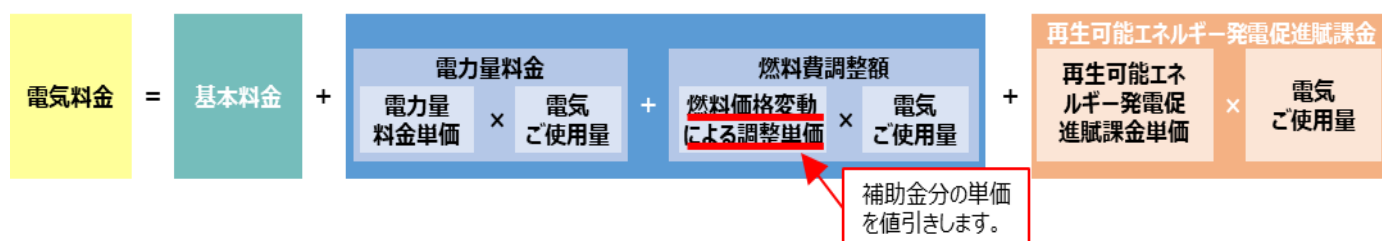
なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2026年8月検針分は、2026年6月末）に、東京ガスホームページにて公表する予定です。

- ・東京ガスホームページ

電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）

[https://home.tokyo-gas.co.jp/gas\\_power/plan/power/price.html#nenryouhi\\_cyousei\\_seido](https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/power/price.html#nenryouhi_cyousei_seido)

<電気料金の補助金適用イメージ>



燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を差し引いております。

### 2. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りするガス検針票には、補助金分を予め値引きした単価にて算定した電気料金を掲載いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②電気ご使用量」にて計算できます。

例えば、国におけるモデルケース（電気使用量 400kWh/月）の場合、2026年8月検針分及び2026年10月検針分においては、1,400円/月（税込み）の値引き、2026年9月検針分においては、1,800円/月（税込み）の値引きとなります。

※ガス検針票への記載イメージは、次のページに記載しております。



**【留意事項】 ガス検針票に掲載するガス料金と電気料金の検針月分のズレ**

ガスと電気の検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と驚ガス電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じます。(値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、値引きが行われる月数は変わりません)

お客さまのガスと電気の検針月は、毎月のガス検針票における「ガスご使用量のお知らせ」と「電気お知らせ」よりご確認ください。

※5 ページのガス検針票への記載イメージに記載箇所が図示されております。

(例) ガス料金 2026 年 8 月検針分と驚ガス電気料金 2026 年 7 月検針分を合算して、2026 年 8 月に請求する場合

⇒2026 年 8 月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、驚ガス電気料金には適用されていません。驚ガス電気料金は 2026 年 9 月請求分 (8 月検針分) 以降、値引きが適用されます。

	2026年6月			2026年7月			2026年8月			2026年9月		
ガス												
電気												

ガス検針票への掲載  
・ガス料金：8 月検針分  
・電気料金：7 月検針分

**本事業に関するお問い合わせ先**

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口」(下記)へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口」

(電話)0120-013-305

【受付時間】<平日> 9:00~17:00

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

[電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁 \(denkigas-gekihenkanwa.go.jp\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp)

お客さまへの請求料金に関しては、弊社窓口(下記)までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。

■弊社窓口

鷺宮ガス株式会社 (ガス小売登録番号 D0072)

〒340-0211 埼玉県久喜市上内 1005 番地

(電話)0480-58-1301

【受付時間】<月曜日~金曜日> 9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

以上